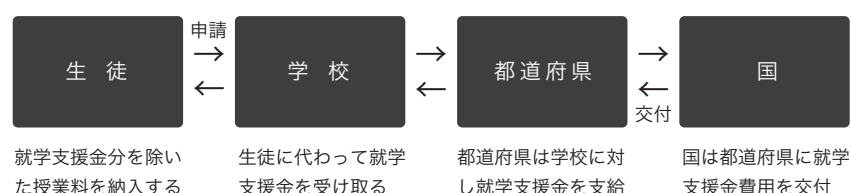
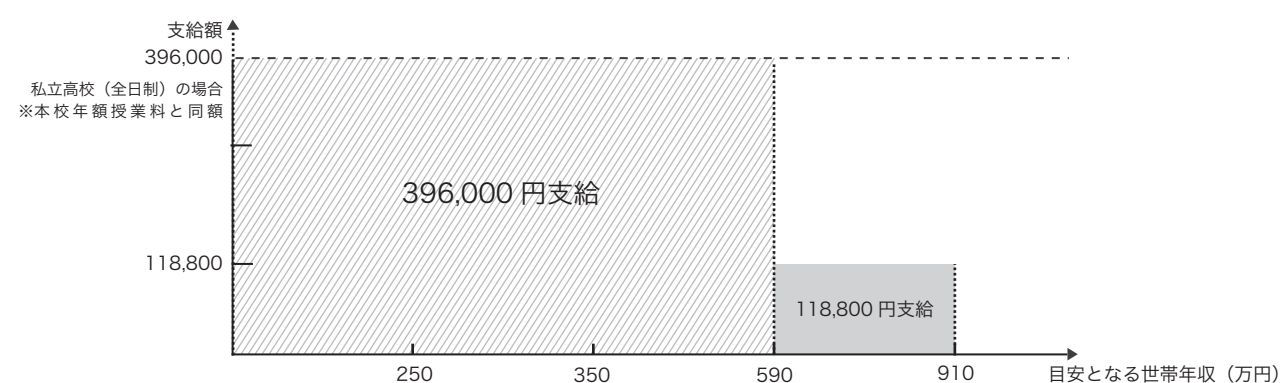


## 奨学金・給付金・支援制度

経済的負担を軽減し安心して教育を受けられるよう、国または各都道府県により、各種奨学金及び支援制度が設けられています。

### ■ 高等学校就学支援金制度

本制度は、授業料に充てるための就学支援金を支給することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の実質的な機会均等に寄与することを目的としています。ただし世帯年収で910万円程度以上の場合には支給がありません。



### ■ 授業料減免補助金

〈山梨県入学準備サポート事業給付金〉※保護者が山梨県に住所を有する場合

県内に住所を有し、保護者等全員の県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（0円）世帯であり、高校生が高等学校等就学支援金の受給権者である方は一律50,000円が給付されます。

〈石川県教育費負担軽減奨学金〉※保護者が石川県内に住所を有する場合

家計に困難が認められる世帯（道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税（0円））や児童扶養手当を受給している母子世帯には授業料の減免制度があります。

※同世帯には入学金軽減補助制度として入学後に20,000円（生活保護世帯、所得税非課税世帯へは40,000円）が給付されます。

※支給額は授業料の総額から就学支援金支給額を差し引いた額になります。

### ■ 私立高等学校等奨学給付金

本制度は生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担軽減のため、高校生がいる低所得世帯に支援を行う制度です。国の支給基準は下記のとおりですが、都道府県ごとに制度内容は異なりますので、支給要件、給付額、手続方法などについては文部科学省ホームページ「高校生等奨学給付金のお問い合わせ先一覧」からお住まいの都道府県窓口にお問合せください。

※授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費、雄飛会費、入学学用品費、修学旅行積立金等になります。

世帯区分	対象経費	給付額（年額）
ア 生活保護世帯の高校生等（イ、ウを除く）	授業料以外の教育に必要な経費	1人あたり52,600円
イ 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯の第1子の高校生等（ア、ウを除く）		1人あたり103,500円
ウ 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯に扶養されている兄弟姉妹で2人目以降の高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等（ア、イを除く）		1人あたり138,000円

※保護者等が石川県、山梨県以外に現住所を有する場合は原則としてその都道府県が窓口となります。

### ■ 東京都私立高等学校等授業料軽減助成金事業

東京都内に住所を有し、私立高等学校等に通う生徒の保護者の方の経済的負担を軽減するために授業料の一部を助成する制度です。※本校（能登空港キャンパス・山梨キャンパス）に進学した場合も制度の対象となります。

お問い合わせ先：東京都私学就学支援センター 授業料軽減担当

☎ 03-5206-7925

### ■ 就学費支援制度

(1) 奨学金について 奨学金に関するお問い合わせは、入学希望キャンパスの奨学金担当までお願い致します。  
 （育英奨学金貸与） ●日本航空高等学校 TEL.0551-28-3355 ●日本航空高等学校石川 TEL.0768-26-2255

#### ● 予約採用について

中学校在学中より奨学金を申し込み、採用候補生として決定するものです。ご希望の方は在籍する中学校で担当の先生まで相談してください。手続きが完了し採用が決定している方は、入学後すみやかに必要な書類を各キャンパス教務課奨学金担当係まで提出してください。

#### ● 本校入学後の申し込み

奨学金を希望する生徒を対象に、保護者の住所を有する都道府県や、その所管する公益法人による奨学金事業のご案内をしています。事業内容、奨学金を受けるための条件、貸与額、申請方法などは各都道府県の指定のものに基づいています。